

# 平成29年度 第2回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年6月12日  
医療指導課

- 1 日 時 平成29年5月26日（金）13:30～16:00
- 2 場 所 大栄農村環境改善センター
- 3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長 等
- 4 概 要

## （1）協議事項

### ① 市町村事務の標準化等について

○市町村が担う国保事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うのではなく、より標準化、共同化して実施することにより、市町村の事務処理の効率化につながり、被保険者にとってもメリットになるなどの効果を踏まえ、必要な国保事務の標準化等を行うこととしている。

○まずは、効果が期待できる項目について、実施時期等の優先順位を検討し、資料1の11項目について市町村・国保連合会と連携しながら、平成30年度までに標準化を目指す方向で検討しているところであり、このたびの連携会議においては、同資料のとおり全市町村の合意が得られたところである。

（参考）主な意見

市町村の主な意見	県の対応
【項目3⑤：保険給付の差止に係る取扱基準】 ・現在、給付を滞納に充てているが、基準を統一することで、今後これができなくなるのか。	・滞納に充てることはできるが、充当する場合の基準を統一しようとするもの。
【項目6：療養費の支払事務に係る取扱基準】 ・療養費の審査統一に伴う審査支払手数料は納付金の中に加算することになるが、市町村は、新たに予算化が必要となるのか。	・予算化が必要となる。
【項目7：その他の支給業務に係る支給基準】 ・葬祭費については、埋葬費自体に地域差がある中で、現段階において県内統一の保険料（税）としないのであれば、統一する必要はないのではないか。	・葬祭費については、統一しないこととする。
【項目9：医療費通知の取扱いに係る支給基準】 ・現在、医療費通知の郵送料は、県の調整交付金の交付メニューとなっているが、今後も交付の対象となるのか。また、通知回数の増や個人ごとの通知となると経費も増加するが、県調整交付金は予算が圧迫されるのではないのか。	・今後も郵送料については、県の調整交付金の対象となる予定である。また、医療費通知については、現在、国の保険者努力支援制度の対象になる方向で検討されている。

### ② 納付金等の算定について

平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みや鳥取県の国保財政の現状について、改めて資料2及び資料3に基づき説明し、共通理解を図った。